最終更新日:2016年1月18日
SHO-BI株式会社
代表取締役社長 寺田　正秀
問合せ先:取締役 管理本部長 鎌形 敬史03-3472-7890
証券コード:7819
http://www.sho-bi.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、設立65余年と歴史のある企業ですが、経営の透明性と効率性を高め、法令遵守および企業倫理の遵守の経営を徹底し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要課題であると認識しております。また、当社は会社の社会的役割を認識し、株主をはじめ全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ企業価値を向上させてまいります。
当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員として公認会計士または税理士の資格をもつ社外取締役を2名、弁護士資格をもつ社外取締役を1名選任し、より広い視野と高い専門知識に基づいた経営意思決定と経営監視機能を働かせております。
監査等委員は株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受等、法律上の権利行使の他、常勤監査等委員は、重要な会議への出席や各事業所への往査等、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。
取締役の選任については、会社経営に関する業務の執行および監督の能力に優れ、かつ今後の会社の進むべき方向を見定め、経営方針を明示しリーダーシップを発揮できる人物を選考しております。また、社外取締役の選任については、公正中立な立場から当社の経営に参画できる人物を選考しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TCS株式会社	3,460,000	25.80
寺田　一郎	2,140,600	15.96
寺田　正秀	1,369,700	10.21
寺田　久子	397,400	2.96
平賀　優子	300,000	2.23
SHO-BI従業員持株会	235,500	1.75
株式会社みずほ銀行	200,000	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	108,800	0.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	79,300	0.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	75,000	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	寺田　正秀
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年9月30日現在の状況であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との取引につきましては、今後行う予定はありません。
当社と支配株主およびその近親者との取引は、報告日現在において無く、当社と支配株主との間に取引が発生する場合は、適切な取引内容や条件とすることを基本方針とし、取締役会決議及び職務権限規程等社内規程に基づき業務執行することとしております。また、監査等委員会においては、少数株主保護の観点から監査を実施しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

前記「2.資本構成」につきましては、平成27年９月30日時点の状況を記載しております。
寺田正秀の持株比率は10.21%となり、２親等以内の親族および本人が自己の計算で保有する議決権が過半数である法人の保有株式を合わせますと持株比率が57.17%となり支配株主に該当いたします。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
酒谷　佳弘	公認会計士											
岡野　秀章	公認会計士											
渡辺　徹	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒谷　佳弘	○	○	-	公認会計士の資格を有しており、その専門性を当社の監査の充実に寄与させるために選任しています。 一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、また当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持していると判断しております。
岡野　秀章	○	○	-	公認会計士および税理士の資格を有しており、その専門性を当社の監査の充実に寄与させるために選任しています。 一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、また当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持していると判断しております。

渡辺　徹	○	○	-	渡辺徹氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がると判断し、社外取締役として選任いたしました。 一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、また当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持していると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、賞罰等人事事項については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、併せて会計監査、内部統制状況等の報告を受けております。相互に連携することにより、会計監査及び内部統制の充実に寄与しております。
監査等委員である取締役4名で構成する月1回開催の監査等委員会において、内部監査室による業務監査の内容を確認するとともに、必要に応じて共同して監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

-

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対するインセンティブを高めるとともに意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年９月期における取締役に支払った報酬は、72,053千円であります。平成27年９月期における監査役に支払った報酬は15,444千円であります。また、有価証券報告書及び営業報告書（事業報告）において開示しており、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員である取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の上限金額の承認を戴いております。各取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の具体的な金額、支給方法等については、職務内容と会社業績への貢献度を勘案し取締役会で決定しております。各監査等委員である取締役の報酬の具体的な金額、支給方法等については、職務内容を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社の社外取締役３名は全員が監査等委員である取締役でありますので、監査等委員会を補助すべき使用人である内部監査室長が、そのサポートにあたっております。また、取締役会の事務局である総務部も、適宜取締役会等の開催日程を各社外取締役に連絡するなど、日常の業務に関するサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査等委員会を設置し、社外取締役を含めた監査等委員である取締役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。
監査等委員である取締役のうち、２名は公認会計士または税理士の資格を有し財務会計に関する高い知見をもち、また、１名は弁護士の資格を有し法律に関する高い知見をもち、かつそれぞれ独立役員の要件を満たす社外取締役としております。
当社の取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）４名と監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）の計８名により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、月１回以上の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、執行役員制度を導入し、業務に精通した有能な人材を登用して、特定の領域の業務執行を委ねることにより、より機動的かつ効率的な業務運営を図っております。
当社の監査等委員会は、４名で構成され、監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べるほか、監査を実施し、取締役の業務執行を監督できる体制となっております。また、会計監査人や内部監査室とも連携を取っており、監査の実効性の確保を図っております。
当社の経営会議は、取締役（会長および監査等委員であるものを除く。）、常勤監査等委員の計４名で構成され、定例会を毎月２回（月初、月中）開催し、実務的な事項の指示、報告、照査及び取締役会に上申する議題の細部の検討の場としております。
経営会議および取締役会の審議内容ならびに他の取締役の判断内容について、会社に重大な影響を及ぼす事項であり、かつ、外部の専門的な助言が必要と判断した場合は、いつでも、顧問弁護士、顧問税理士等の社外専門家および当社社外役員等をメンバーとした諮問会議を適宜開催することができ、必要に応じて対処できる経営監視体制を構築しております。
当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）４名と監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）計８名で構成されております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の開催は、年４回の定例会に加え、必要に応じて適宜、臨時開催ができる体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役３名を招聘しており、うち２名は公認会計士または税理士の資格を有し財務会計に関する高い知見をもち、うち１名は弁護士の資格を有し法律に関する高い知見をもち、社外取締役３名とも独立役員の要件を満たしております。
４名の監査等委員（うち３名は社外取締役かつ独立役員）である取締役が取締役会において議決権を有し、監督機能強化として有効であると判断し、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、法定期限までに発送することとしておりますが、発送に先立ち当社のホームページに掲載することにより、株主に対する迅速な情報提供に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は9月であり、いわゆる6月の集中日に定時株主総会を開催することはありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会の他、証券会社、IR支援会社等が企画する説明会へ参加する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、プレスリリース、決算情報等の開示を行い、タイムリーディスクロージャーに向け積極的に取り組む方針であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報開示担当役員が管轄し、総務部を担当部署とし、企業内容の適切な情報開示に取り組んでまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は日頃の業務遂行の指針として「SHO-BI企業倫理規程」を定めており、この中で「顧客、株主、取引先、従業員のみならず、社会、地球環境、自然等万物を含むあらゆるステークホルダーの期待に応え、広く社会から信頼される企業となることを目指す。」と規定し、当社を取り巻く多様なステークホルダーとの良好な関係を築くことを目指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための会社の体制について

1．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項、ならびに当該取締役および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第１号、第２号、第３号）
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置する。
(2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、賞罰等人事事項については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。

2．当社または子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第４号イ・ロ）
(1) 当社の監査等委員会は当社および子会社の取締役会議事録等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。
(2) 当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人から説明を受けることができる。
(3) 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、次に定める事項の発生・決定が判明したときには速やかに当社の監査等委員会に報告する。
a. 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれのあるもの
b. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの
c. 取締役の職務に関して行われた不正行為および法令または定款に違反する重大な事実
d. 当社商品において重大な被害を与えたもの、またはそのおそれがあるもの
e. SHO－BI企業倫理規程への違反で重大なもの
f. 内部通報制度に基づいて通報された事実
g. 公的機関から受けた行政処分
h. 重要な会計方針の変更および会計基準の制定、改廃
i. 業績および業績見込みの公表内容、その他重要な開示事項の内容
j. 監査契約の変更
k. 内部統制システム、基本方針の変更
l. 上記各号に準ずるその他の事項
(4) 当社および子会社の取締役および使用人は、当社の監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。
(5) 当社の子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、重要な事項が発生した場合には当社の監査等委員会へ報告する。
(6) 当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告する。

3．監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第５号）
(1) 当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない旨を「SHO－BI企業倫理規程」において規定し、当社グループ役職員に周知徹底する。

4.監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項6号）
(1) 監査等委員が当社に対しその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

5．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第７号）
(1) 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、独立性と透明性を図る。
(2) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換会を実施し、意思疎通を図り監査等委員会監査の実効性を高める。
(3) 監査等委員会は必要に応じ適宜、取締役会と意見交換会を開催し会社の現状や課題について情報交換等を実施し、監査等委員会監査の実効性を高める。
(4) 監査等委員会と会計監査人、内部監査人および子会社の監査役は定期的に情報交換等を実施し、連携力を高め監査体制の充実を図る。
(5) 監査等委員会が監査において、社外の専門家の活用が必要と認めた場合、監査等委員会の判断で利用できる。

6．当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第４号）
(1) 当社は、「SHO－BI企業倫理規程」においてコンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。
(2) 取締役会は、法令および定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
(3) 監査等委員会は、法令および定款に照らし、監査等委員会規程に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督する。
(4) 取締役会は使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させる。
(5) 取締役会は、諸法令等に適合するように社内規程が定められているかといった事項につき外部の専門家に意見を求めることにより確認する。
(6) 内部監査室は、取締役および使用人の業務執行が社内規程を遵守しているか否かの監査を行い、遵守状況の報告を代表取締役および監査等委員会へ行うとともに、業務執行の適正のため改善指導する。
(7) 当社は、「公益通報者保護規程」において、社内通報制度を整備し、取締役および使用人の不正等コンプライアンス上の問題を発見した当社の取締役および使用人には、その旨を、取締役は監査等委員会、使用人は内部監査室長に通報させる制度を確立する。
(8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「SHO－BI企業倫理規程」において基本方針を定める。

7．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第１号）
(1) 取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存しかつ管理する。
・株主総会議事録と関連資料
・取締役会議事録と関連資料
・取締役を決裁者とする決裁書類および付属書類

・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

8. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第２号）
(1) 企業経営の継続性に支障を与える危機に対処するために各種社内規程を定めることにより損失発生の回避・軽減に努める。
(2) 危機発生が現実になった場合および発生のおそれがある場合、必要に応じて顧問弁護士等を中心に社外の専門家を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。
(3) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会当社におけるリスクマネジメントを推進する委員会として、企業活動に関する様々なリスクを統括管理するための組織である取締役会直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、併せて「リスク管理規程」に準拠し、リスク管理を徹底する。具体的には、リスクに対する意識の向上とリスク情報を抽出することにより、予防対策の実行および実行状況を確認するとともに、発生事案に関する情報の把握、分析、再発防止策等により、当社グループ全体への影響を極小化するための対策をとる。不測の事態の発生時にも高品質の商品やサービスを安定的に供給するための対策を検討する。
これらの中で重要な事項は、取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、危機管理体制の強化を図る。

9. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第３号）
(1) 取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役および執行役員の職務執行状況の監督を行う。
(2) 代表取締役の監督の下、取締役会に諮る重要な事項について事前に充分な審議が行われるよう、取締役（会長および監査等委員であるものを除く。）、常勤の監査等委員を構成員とする経営会議を定期的に開催する。
(3) 取締役（監査等委員であるものを除く。）は取締役会において委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
(4) 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進する。

10. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第５号イ・ロ・ハ・ニ）
●当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1) 子会社に関する重要事項については、関係会社管理規程において当社の事前承認を受けるべき事項または当社に報告をすべき事項を定める。
(2) 当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役が、グループ全体の観点から監督を行い、必要に応じて、当社の取締役会において、子会社の取締役の職務の執行状況の報告を行う。
●当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
(1) 当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスク分析、評価、対応策の協議を実施し、また子会社においても当社と同様のリスク管理規程を運用することにより、リスク管理を徹底する。
●当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 子会社において、当社取締役と兼任している取締役も出席の下で、取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役および執行役員の業務執行状況の監督を行う。
(2) 当社の子会社の取締役は委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
(3) 当社の予算と実績の対比は、当社グループ連結で業績管理を行う。
●当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)「SHO－BI企業倫理規程」により、当社グループ子会社についても同規程を準用し、コンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。
(2) 子会社の業務執行状況については、定期的に当社の内部監査部門が内部監査を実施する。
(3) 当社グループ会社間取引については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切となるよう管理する。
(4)「SHO－BI企業倫理規程」により、コンプライアンス上の問題を発見した当社の子会社の取締役および使用人には、その旨を、子会社の取締役は当社監査等委員会に、子会社の使用人は当社内部監査室に報告させる制度を確立する。
(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「SHO－BI企業倫理規程」において基本方針を定め、当社子会社についても規程を準用する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定される内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定するとともに、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成する。また、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は日頃の業務遂行の指針として「SHO-BI企業倫理規程」を定めており、この中で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断する。」と規定しております。
(2)万一、反社会的勢力による不当要求があった場合には、所轄警察署や顧問弁護士と連携し、迅速かつ適切に対応してまいります。
(3)新規の取引開始時には、取引先について外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前調査を実施しております。また、継続取引先についても、一定の基準を設けて定期的に同様の調査を実施しております。さらに、既存取引先について、反社会的勢力に該当すると判明した場合には、取引継続について検討を行い、取引を中止すると判断した場合には、速やかに取引を中止いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

会社情報の適時開示に係る社内体制
1. 決算情報
経理部・財務部で決算財務数値、総務部において定性情報を取りまとめるものとし、公表資料を作成し、完成するものとする。完成した公表資料を情報開示担当役員へ報告後、会計監査人、監査等委員会のチェックを経て取締役会で決定し、速やかに公表するものとする。
2. 決定事項
重要な決定事項については、各部門からの事前の報告等により情報開示担当役員が代表取締役および関係者と協議のうえ、適時開示規則に従い必要性を検討し、公表の必要性がある場合、総務部において公表資料を作成し、取締役会で決定し、速やかに公表するものとする。
3. 発生事実
重要事実が発生した場合の情報は、情報開示担当役員に伝達され、情報開示担当役員が、代表取締役および関係者と協議のうえ、適時開示規則に従って公表の必要性を検討し、公表の必要性がある場合、取締役会の決議を経て、総務部で速やかに公表するものとする。また、緊急を要する場合には、迅速な公表を行うため、情報開示担当役員が公表に関する決定をすることができるものとする。
4. 子会社に係る適時開示体制
子会社において重要な決定事項及び重要な事実が発生した場合は、経理部から情報開示担当役員に報告し、なお手順については決定事実、発生事実と同手順で必要性を検討し、公表が必要と判断された場合には、総務部で公表資料を作成し、速やかに公表するものとする。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は下図のとおりです。

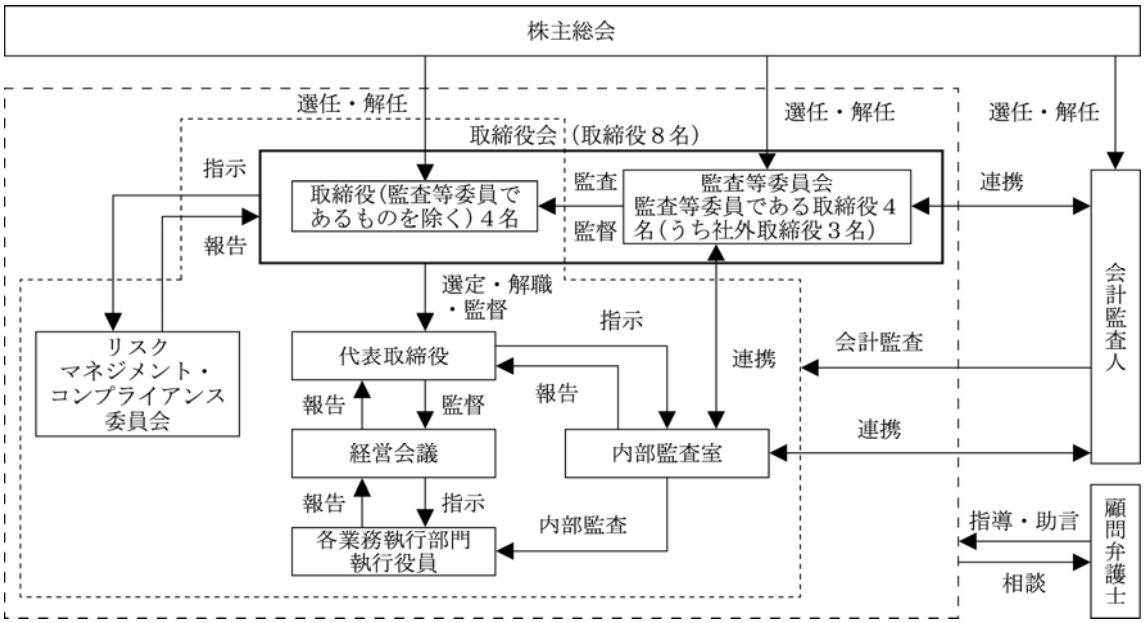

適時開示の模式図は下図のとおりです。

